

(1) 介護・訓練用支援用具

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台	下肢機能又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの			
特殊マット	下肢機能又は体幹機能障害1級(障害児の場合は2級を含む。)の身体障害者(児)であって、常時介護を必要とするもの。ただし原則として3歳以上の者	褥(じょく)瘡(そう)の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者			
	難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの。ただし、原則として3歳以上の者			
特殊尿器	下肢機能又は体幹機能障害1級の身体障害者(児)であって常時介護を必要とするもの。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	難病患者であって、自力での排尿が不可能なもの。ただし、原則として学齢児以上の者			

入浴担架	下肢機能又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、入浴に当たり家族等他人の介助を必要とするもの。ただし、原則として３歳以上の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢機能又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、下着交換等に当たり家族等他人の介助を必要とするもの。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢機能又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上の者 難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの。ただし、原則として３歳以上の者	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢機能又は体幹機能障害２級以上の身体障害児。ただし、原則として３歳以上の者	原則として、テーブルを附属するもの	33,100円	5年

訓練用ベッド	下肢機能又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児。ただし、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等のできる器具を備えたもの	159,200円	8年
	難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者			

(2) 自立生活支援用具

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
入浴補助用具	下肢機能又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	難病患者であって、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上の者			
便器	下肢機能又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	手すりつきのもので、対象者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	20,000円	8年
	難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者			
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢機能又は体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	4,460円	3年

移動・移乗支援用具	<p>平衡機能、下肢機能又は体幹機能障害を有する身体障害者（児）であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの</p>	<p>概ね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具</p>	60,000円	8年
頭部保護帽	<p>平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）であって、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのあるもの</p> <p>重度若しくは最重度の知的障害者（児）</p> <p>精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのあるもの</p>	ヘルメット型で、対象者が転倒した際に頭部を保護できる機能を有するもの	<p>ア スポンジ及び革を主材料としているもの 15,200円</p> <p>イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの 36,750円</p>	3年
特殊便器	<p>上肢機能障害2級以上の身体障害者（児）であって、訓練を行っても自力での排便後の処理が</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年

	<p>困難なもの。ただし、原則として学齡児以上の者</p> <p>重度又は最重度の知的障害者（児）であって、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齡児以上の者</p> <p>難病患者であって、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齡児以上の者</p>	<p>温水温風を出し得るもので、対象者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p>		
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもののみ。世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。</p> <p>重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500円	8年

	<p>び避難が著しく困難なもののみ の世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。</p>			
自動消火器	<p>障害等級 2 級以上の身体障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもののみ の世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700円	8年
	<p>重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもののみ の世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。</p>			
	<p>難病患者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもののみ の世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。</p>			

	世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。			
電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害者であって、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。 重度若しくは最重度の知的障害者で対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。	対象者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。	対象者が、音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

(3) 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの 難病患者であって、必要と認められるもの	対象者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの 難病患者であって、必要と認められるもの	対象者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	身体障害者(児)であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	対象者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	高度の呼吸器機能障害を有する身体障害者(児)であって、人工呼吸器の装着が必要なもの又はたん吸引が頻繁に行われ、かつ、意思表示が困難	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

	な身体障害者 (児)			
	難病患者であつて、人工呼吸器の装着が必要なもの			
ポータブル電源 (蓄電池)	呼吸機能障害3級以上もしくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者であつて、在宅で人工呼吸器、ネブライザー(吸入器)又は電気式たん吸引器を使用するもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	140,000円	5年
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であつて、原則として学齢児以上のもの。ただし、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。	対象者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であつて、原則として学齢児以上のもの。ただし、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。	対象者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、対象者のみの世帯	対象者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年

	帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。			
--	-----------------------	--	--	--

(4) 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能、言語機能障害を有する身体障害者（児）であって、発声又は発語に著しい障害を有するもの。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年	
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上の身体障害者（児）	インテリキー、ジョイスティック等	100,000円	6年	
	視覚障害2級以上の身体障害者（児）	画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等			
視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	地上デジタル放送を受信することのできる機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	29,000円	5年	
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年	
点字器	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得る物	標準型	両面書真鍮板製 10,400円	7年
				両面書プラスチック製 6,600円	
			携帯用	片面書アルミニウム製 7,200円	5年
				片面書プラ	

			スティック製 1,650円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	対象者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用読書器 (暗所視支援眼鏡を含む。)	視覚に障害を有する身体障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	① 画像入力装置を読みみたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの ② 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000円	8年

		の ③眼鏡等の装置を身に着けることで、画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者。ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	対象者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり対象者が容易に使用できるもの	30,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害を有する身体障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもの	88,900円	6年

		で、対象者が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	身体障害者（児）であって、喉頭を摘出したもの	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化し得るもの	8,100円	4年
		電動式 顎下部等に当てた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
福祉電話（貸与）	聴覚機能、音声機能若しくは言語機能に障害を有する身体障害者若しくは外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファクシミリ被貸与者。ただし、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。	対象者が容易に使用し得るもの	新規新設 83,300円 回線切換のみ 2,000円	—
ファクシミリ（貸与）	聴覚機能又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障	対象者が容易に使用し得るもの	7,700円	—

	<p>害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの。ただし、対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの</p>			
<p>視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）</p>	<p>視覚に障害を有する身体障害者（児）であって、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの</p>	<p>編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章の自動的な点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの</p>	<p>1,030,000円</p>	<p>—</p>

(5) 排泄管理支援用具

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
ストマ装具	直腸機能に障害を有する身体障害者であって、人工肛門を造設したもの	蓄便袋 ストマ装具に必要な装具。主に低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	月額 8,858円	—	
	ぼうこう機能に障害を有する身体障害者であって、人工膀胱を造設したもの	蓄尿袋 ストマ装具に必要な装具。主に低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理機能のキャップ付きのもの	月額 11,639円		
紙おむつ等	ぼうこう若しくは直腸機能に障害を有する身体障害者であってストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難なもの、3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害を有する身体障害者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な身体障害者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—	
収尿器	高度の排尿機能	採尿器と蓄尿袋で	男性	普通型	1年

	障害を有する身体障害者	構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	用	7,700円	
				簡易型 5,700円	
			女性用	普通型 8,500円	
				簡易型 5,900円	

(6) その他

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
補聴器用電池	聴覚に障害を有する身体障害者であって、補聴器の給付を受けたもの	空気電池	片耳につき36個／年に相当する額(上限額6,000円)	—
		乾電池	片耳につき14個／年に相当する額(上限額3,720円)	